

山梨県立北病院訪問看護ステーションシステム導入業務に係る要求仕様書

| N o. | 要求仕様 |
|---------|---|
| 1 0 0 0 | 基本 |
| 1 | 本仕様書の要件を全て満たすこと。 |
| 2 | 平成31年3月31日までに訪問看護ステーションシステムを本稼働すること。 |
| 3 | 定期的にバージョンアップ、機能強化を行い、パッケージシステムとして成長すること。 |
| 4 | 将来的に別ベンダのシステムと連携する場合にも、柔軟な対応ができること。 |
| 5 | 利用者に関するデータは、当院の電子カルテシステムで設定した患者IDと統一して管理できること。 |
| 6 | 24時間365日稼働可能なシステムであること。ただし、システムのメンテナンス時を除く。 |
| 7 | 今回提案のシステムに関して、国または自治体への導入実績が10件以上あり、山梨県内への導入実績が自治体に限らず20件以上あること。 |
| 8 | 次回システム更新時には、今回調達のシステムに蓄積される全てのデータは、無償で、CSVやテキスト等のデータ形式で出力すること。なお、PDF等、次期システムで利用できない形式での出力は一切認めない。 また、次期システムを導入する業者に協力すること。 |
| 9 | 訪問看護ステーションの事業（医科）に対応したシステムであること。 |
| 10 | 平成31年2月時点で、パッケージソフトとして完成しているシステムであること。 |
| 11 | Windowsパソコンで運用可能なシステムであること。 |
| 12 | 本システムを利用するクライアントパソコンのOSは複数のWindowsOSのバージョンに対応し、同時に異なるバージョンのOSがシステムを利用することが可能であること。 (システム導入当初のクライアントパソコンのOSよりも新しいバージョンのOSでクライアントパソコンを追加した場合、クライアントパソコンのOSが複数共存したとしても問題なくシステムが利用できること) |
| 2 0 0 0 | 調達 |
| 2 1 0 0 | ハードウェア |
| 1 | ノートパソコン 8台 仕様は「別紙仕様1」参照 |
| 2 | デスクトップパソコン 2台 仕様は「別紙仕様1」参照 |
| 3 | 複合機 1台 仕様は「別紙仕様1」参照 |
| 2 2 0 0 | ソフトウェア |
| 1 | 訪問看護ステーションシステム 9ライセンス(ユーザ利用数) ※システム構築時にサーバライセンスが必要な場合は、ライセンス数は増やすこと。 |
| 2 | Windows ServerCAL 2019 Government OLP DvcCAL 10ライセンス |
| 3 | Office Standard 2019 Government OLP 10ライセンス |
| 4 | ATOK Medical 2 for Windows JL-Government 10ライセンス |
| 5 | 医学事典 2018 for ATOK JL-Government 10ライセンス |
| 6 | ウイルスバスター(5年分) 10ライセンス |
| 7 | SKYSEA (5年分) 10ライセンス |
| 3 0 0 0 | 導入 |
| 3 1 0 0 | 導入スケジュール |
| 1 | 導入スケジュールを事前に作成し、当院の了承を得た上で業務を進めること。 |
| 2 | 導入スケジュールには、システム構築やデータ移行、操作研修など必要な過程を網羅すること。 |
| 3 | システム本稼働前に、訪問看護ステーション職員がシステムに慣れる期間を3週間確保すること。 この際、当院の医療情報システムの患者データが移行されており、追加のデータ入力も可能であること。 (このとき入力したデータは本番稼働後も利用できること) |
| 3 2 0 0 | 導入体制 |
| 1 | 構築に携わるSEには、自治体または自治体病院へのシステム導入の経験がある者が参加すること。 |
| 2 | 本稼働に必要な重要タスクを明確にした導入スケジュール表を提示すること。各タスクには、実施責任者の別(ベンダ、ユーザ、両者共同等)を明確にすること。 |
| 3 | パッケージソフト/新規開発ソフト/マスターテーブル等の、テスト手順、リリース手順を明確にし、ソフトの品質保証方法を明らかにすること。 |
| 3 3 0 0 | 教育 |

| N o. | 要求仕様 |
|---------|--|
| 1 | 当院の指定する研修室（訪問看護ステーション）等にて操作教育を行うこと。内容や範囲に関しては当院と相談すること。 |
| 2 | 人事異動などを考慮し、院内で継続的に教育できるように操作教育リーダを育成すること。 |
| 3 | 導入後も新任者が配属される等、定期的に操作研修が実施できること。 |
| 4 | システム稼働前に1ヶ月以上のユーザ研修期間（操作研修等）を設けること。 |
| 3 4 0 0 | 立会 |
| 1 | 稼働後の立会については、運用に混乱を来さない用に一週間程度、一定の要員を配置すること。必要な期間と要員数については、当院の規模と保有スタッフを鑑み提案すること。 |
| 3 5 0 0 | 端末展開の要員 |
| 1 | 端末の設置については、提供ベンダの要員が設置すること。必要に応じて病院職員が立ち会うが、設置作業・動作確認作業はベンダにて行うこと。また、設置の下見を行う場合は病院職員同行のうえ、確認をすること。その際、当院の準備する電源や机に不備がある場合はなるべく助言すること。また、導入時の端末設置場所の変更については、病院職員の指示により行うこと。 |
| 4 0 0 0 | 運用保守 |
| 1 | システム稼働後の運用体制と運用方法について資料にまとめ、当院に提案し、了承を得ること。 |
| 2 | 訪問看護ステーションシステムの利用方法について、訪問看護ステーション職員の業務に照らし合わせた利用マニュアルを提供すること。 なお、この利用マニュアルは画面キャプチャ等を利用し、できるだけ分かり易いマニュアルを作成し、本システムを利用している間は運用保守内で改版し、より分かり易いマニュアルになるように運用保守業者が管理すること。 |
| 3 | システム障害時に、当院の運用に支障を及ぼさない範囲で到着できる体制を有すること。（120分以内に当院に到着できる体制） |
| 4 | 診療報酬改定や介護報酬改定等に伴うプログラム変更やマスタ更新等の保守費用を5年分含めること。 |
| 5 | 当院側の誤操作による障害時の回復作業、もしくは原因不明時の回復作業を支援すること。 |
| 6 | 今回提案する訪問看護ステーションシステムは、定期的に機能アップを行い陳腐化しないシステムとすること。また、バグ修正については、随時行うものとする。 |
| 7 | 24時間365日障害受付が可能であること。 |
| 8 | 定期的な機能アップやバグ修正は、運用保守費用の範囲で提供すること。 |
| 9 | 障害対応や操作方法の問い合わせに対するサポート等の費用を5年分含めること。 |
| 5 0 0 0 | システム |
| 5 1 0 0 | 基本的要件 |
| 1 | 業務用のクライアントPCの時刻を特定の時刻サーバ（NTP機能を有するサーバ）と同期できること。 |
| 5 2 0 0 | 情報の一元化 |
| 1 | 複数のユーザが同時に1人の利用者情報にアクセスした際に、安全性を考慮して排他処理が可能なこと。 |
| 5 3 0 0 | データバックアップ |
| 1 | データは、1日に1回以上の頻度でバックアップ保存可能であること。 |
| 2 | データ送信は夜間バッチ処理にする等、システムへ影響を与えないよう、実施時間に配慮すること。 |
| 3 | 当院が被災した場合にバックアップ保存したデータを利用してシステム復旧できること。 |
| 5 4 0 0 | セキュリティ |
| 1 | ログインID、パスワードでシステム上の使用・閲覧可能箇所を制限できること。 |
| 2 | 操作履歴が確認できること。 |
| 3 | 利用者情報等のマスキング表示ができること。 |
| 4 | 作成済み書類のロック機能があること。（ロック解除も可能） |
| 5 5 0 0 | 環境構築 |
| 1 | 当院の医療情報システムを構成する院内LAN内に環境を構築し、インターネット環境から物理的に隔離されていることを前提とする。 なお、有線・無線環境を構築する際は、当院の医療情報システム運用保守業者と調整の上、必要な費用を本調達の見積りに含めること。 また、追加の配線工事等が必要な場合は、その費用も本調達の見積りに含めること。 |
| 2 | 各クライアントには、当院指定のウイルス対策ソフト（ウイルスバスター）、並びに資産管理ソフト（SKYSEA）をインストールし、ウイルス対策ソフトの定義ファイルを更新できる環境を提供すること。 本設定の際は、当院の医療情報システム運用保守業者と調整の上、必要な費用を本調達の見積りに含めること。 |

| N o. | 要求仕様 |
|---------|---|
| 3 | クライアント端末の設定の際は、クローン媒体（HDDやDVD等）を作成し、将来的な端末追加や修理時の復旧が迅速に行えるように準備すること。 |
| 4 | 訪問看護ステーションシステム導入に関連し、サーバが必要な場合は、当院所有の仮想サーバへ環境を構築すること。 仮想サーバへの環境構築の際は、当院の医療情報システム運用保守業者と調整の上、必要な費用を本調達の見積に含めること。 |
| 5 | 訪問看護ステーションの会計窓口は、病院の会計窓口と併設する。訪問看護ステーションの会計窓口で精算できること。 |
| 6 | 訪問看護ステーションの会計窓口のレジは、病院会計窓口のレジと共用することを想定している。 病院会計窓口のPOSレジに対し、訪問看護ステーションシステムの未集金情報をCSV等で出力し、POSレジに取り込むこと。 |
| 7 | 訪問看護ステーションの会計窓口でクレジットカード精算ができるようにネットワーク配線を行うこと。 総務医事課事務室中央にあるインターネット回線(ADSL)を訪問看護ステーションの会計窓口へ配線工事を実施すること。 ・配線に必要な機器についても本調達内で調達すること。 ・クレジットカード処理端末については、別途当院で準備する（処理端末は、本調達に含まない）。 なお、クレジットカード処理端末の接続確認のスケジュールは別途当院と相談の上、決めること。 |
| 8 | クレジットカード処理に利用する既存ADSL回線は、レセプトオンライン申請に利用しているため、回線を分割するにあたり、レセプトオンライン申請に利用しているパソコン等の設定変更をする必要がある。当院の医療情報システム運用保守業者と調整の上、必要な費用を本調達の見積に含めること。 |
| 9 | 訪問看護ステーションシステム導入時に、当院の医療情報システムからデータ移行すること。（当院の訪問看護を受けている患者約200名を想定） 移行費用については、当院の医療情報システム運用保守業者と調整の上、必要な費用を本調達の見積に含めること。 |
| 10 | 今回導入したハードウェアを今後管理するための情報を電子データで提供すること。 ・管理番号（当院と協議の上、番号体系を決める） ・機種 ・型番 ・製造番号 ・MACアドレス ・IPアドレス 等 |
| 5 6 0 0 | 機能要件 |
| 5 7 0 0 | 共通 |
| 1 | 利用者の基本情報、保険情報、フェースシートなど管理出来ること。 |
| 2 | 各利用者情報、統計資料において、CSV出力機能があること。 |
| 3 | 統計情報については、集計項目を任意の情報で設定・集計できること。 |
| 4 | 掲示板機能を有し、施設内の連絡事項・申し送り等を共有できること。 |
| 5 | 訪問記録が作成できること。 |
| 5 8 0 0 | 予定・実績管理 |
| 1 | 利用予定日、スケジュール管理が出来ること。 |
| 2 | スケジュールソフトでは職員の管理が出来ること。 |
| 3 | 上記予定表から実績入力、実績管理が可能なこと。 |
| 4 | 業務日誌（勤務者、訪問に従事した人・時間・利用者）が作成できること。 |
| 5 | 利用登録者数の管理が行えること。 |
| 6 | 担当者会議で打ち合わせた内容を保存しておけること。 |
| 7 | 研修会参加状況が確認できること。 |
| 8 | 月間・年間の事業計画を作成できること。 |
| 5 9 0 0 | 書類等 |
| 1 | 精神科訪問看護計画書を作成できる機能を有していること。 |
| 2 | 精神科訪問看護報告書を作成できる機能を有していること。 |
| 3 | 指示書を作成する機能を有していること。 |
| 4 | 情報提供報告書を作成する機能を有していること。 |

| N o. | 要求仕様 |
|----------|--|
| 5 | 計画書などの書類をカスタマイズする機能有すること。 |
| 5 10 0 0 | 請求 |
| 1 | 個人毎に算定する加算について、初期設定を元に自動計算ができること。 |
| 2 | 請求書の発行、利用者への請求書、領収書の発行が出来ること。 |
| 3 | 発行した請求書について入金管理が行えること。 |
| 6 0 0 0 | その他 |
| 1 | システムの構成品（各ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）は、一体となって正常に作動することを保障すること。 |
| 2 | 本委託業務で調達した機器の稼動・保守については、落札者が最終責任を負うこと。 |
| 3 | システム導入及び運用保守については、当院及び当院の医療情報システム運用保守業者と協力し、円滑に業務を遂行すること。 また、必要な情報等は互いに提供し、情報を共有すること。 |